官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（三四九）　二
○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（三五〇）

〔省　令〕
○予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五五）　二

〔法規的告示〕
○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務・経済産業四）　三

〔その他告示〕
○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　四

〔官庁報告〕
官庁事項
国民の保護に関する基本指針の一部変更（内閣）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人科学技術振興機構令和七事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録抹消関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、特定空家等の除却命令及び代執行関係　六
会社その他
会社決算公告　八〇

本号で公布された法令のあらまし

◇石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十九号）（総務省）

1　広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第二地区について区域の縮小を行う。（本則関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則関係）

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三百五十号）（総務省）

1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行う。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、広野地区及び赤穂地区について区域の指定を解除するとともに、苫小牧地区について区域の拡張を行い、新潟西港地区及び大分地区について区域の縮小を行う。（別表関係）

3　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　罰則の適用について所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

(3)　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行う。（附則第三項関係）